

青少年問題協議会に関する条例

昭和28年11月17日

条例第38号

青少年問題協議会に関する条例をここに公布する。

青少年問題協議会に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法(昭和28年7月法律第83号。以下法という。)第6条の規定に基き、青少年問題協議会(以下協議会という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法第1条の規定に基き、協議会を設置する。

2 協議会の名称及び位置は左のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県青少年問題協議会	宮崎市橘通東2丁目10番1号

(組織)

第3条 学識経験がある者で法第3条第3項の規定により任命された委員の任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

3 会長は、会務を総理する。

4 協議会に、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

8 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは解任されるものとする。

- 9 協議会に、幹事若干人を置く。
- 10 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命する。
- 11 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。
- 12 委員、専門委員、及び幹事は非常勤とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、生活生活部において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年10月13日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年7月21日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日条例第14号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。